

岡本の国会での質問

171-衆-消費者問題に関する特別…-5号 平成21年03月25日

○船田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

きょうは、消費者問題に関する特別委員会で質疑の時間をいただきました。委員、理事各位、委員長を初め、皆様に感謝を申し上げたいと思いますが、その中で、まず幾つか聞いていきたい問題があります。

野田大臣が大変意欲的に今こちらを見ていただいているわけですが、その前に、大変恐縮ですが、石破大臣がせっかくお越しでありまして、私は、先般質問主意書でお聞きをさせていただいた話を一問だけ、消費者特に関係がないんですけれども、お聞きをしておきたいと思っているんです。一つだけ聞かせてください。

北朝鮮に関するミサイル発射のことで質問をしたときに、当たるか当たらないかわからないという話、要するにミサイルの迎撃ができるかできないかわからないという趣旨について私が問うたところ、それについては明確な答弁がいただけなかったんですが、その後、政府筋からさまざまな答弁が出たときに、かつての議事録を見ると、石破大臣が、相当程度当たる、こう言っているという話になっていて、それぞれ言っていることが違って、もう切迫をしている中でありますから、そういうことでは困るので、きちっと統一をしていただきたいということをお願いしておきたいと思うんですが、その点だけお答えをいただきたいと思います。

○石破国務大臣 所掌外で恐縮であります。

私はかつて、防衛庁長官在任中あるいは防衛大臣在任中に、相当程度当たるということを申し上げました。また、百発百中ではございませんという答弁もしたような覚えがございます。

それは、抑止力というのは重層的に構成をされるものでございまして、ミサイル防衛という拒否的な抑止力、そしてまた国民保護という、これも拒否的な抑止力、あるいは、報復的とも懲罰的とも申しておりますが、そのような抑止力、これをいかに組み合わせるかということが大事なのでありまして、相当程度当たるということは、私は、その後よほどの事情の変化でもない限り、それは変わっているものではないというふうに考えております。

ほかの方がどのような発言をなさったか、私は前後を聞いておりませんので、そのことについて私が申し上げる立場にはございませんが、政府として一貫した答えがなければいけない、国民に御不安を与えるということは、私はそうだと思っておりますので、そうあるべきではないかなということとは個人として申し上げたいと思います。

○岡本(充)委員 それでは、皆様のお手元に資料も渡ったと思いますので、本題に入っていきたいと思います。

まずは、これまでさまざまな食の安全に関する問題について私も取り上げてまいりました。一つきっかけになったのが米国産牛肉のBSE問題でありました。

それで、皆様のお手元に届いております、国民の皆さんにも大変関心が深い米国産牛肉のBSEの問題について、二〇〇七年の十月十八日、政府は、「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」という要望事項の中で、二重線を引いております、日本の食品安全委員会において二〇〇五年十二月の米国産牛肉等に係る食品健康影響評価の結論の附帯事項としてどういうことが挙げられたのか、それを述べているわけでありまして。

その中でもとりわけ私が重要だと考えておりますというか、この中にも書かれておりますけれども、一つには、いわゆる「SRMの利用の禁止が必須である。」ということ、「牛飼料への禁止のみなら

ず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」とし、二番目には、「健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。」、こういうふうにされているわけでありまして。「最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要である」、こういうふうに書かれている。

ところが、これは昨年秋の農林水産委員会でも指摘をしたわけですが、二〇〇八年の十月十五日発行の要望事項には全くこの飼料規制とサーベイランスの指摘がなくなっている、こういう状況であります。

この間、アメリカ政府としては、二〇〇九年の四月から新しいいわゆる飼料規制を行って、その飼料規制をもとに日本に対して改善をしたということとしたかったのかもしれませんが、この内容というのは、日本がSRMと規定をしている二十カ月齢を超え三十カ月未満のいわゆる牛の脳や脊髄は今後ともレンダリングに回って、そしてフードチェーンの中に入って行く。つまり、それを食べる動物が、豚や牛以外の動物ではアメリカでは存在し続けるということでありまして、結論として、そのフードチェーンが残っている限り交差汚染のリスクが存在するわけでありまして。

実際のところ、異常プリオンが牛の口に入りますと、それがわずか〇・一グラム以下であっても牛に感染をされると言われている。つまり、豚や鶏と一緒に農場で飼育をされている場合、そのえさを誤って牛が食べてしまったときに交差汚染が起こり得るという意味では、問題が残っている、まだ飼料規制を続けていただかなければいけないであろうと私は考えるわけでありまして、日本政府として早々と、改善をしてくれという要望をおろしてしまっただけです。

と同時に、サーベイランスについても、米国は日本のように全頭検査をしているわけではありません。限られた牛をリスク牛と称してその検査をしておりますが、このリスク牛についても、日本の定義と必ずしも一致するものではありません、後ほどお話をさせていただきますが。サーベイランスについても、頭数自体は、二十数万等検査をしていたものを、既に四万頭にまで減らしてしまっている、こういう現実がある。

こういうことを踏まえても、本来であれば、日本政府は、継続的なサーベイランスをするべきだということを二〇〇八年の要望書にも載せるべきだった。ところが、いつの間にかこの要望が落ちている。しかも、昨年秋の委員会で、これは石破大臣に指摘をさせていただきましたけれども、厚生労働省は寝耳に水だったということを答弁されているわけでありまして、こういうことでは困るということで、前回の委員会で既に、その点についてはきちっと連携をするようにということで御答弁をいただきましたが、こういう実態があるということをぜひ委員各位の皆様にもお知りをお願いいたします。きょうは食品安全委員会にもお越しをいただいていると思います、食品安全委員会の方から見解をお聞かせいただきたいと思っております。

私が今指摘をさせていただきました飼料の交差汚染、それから米国のサーベイランスの問題、これは、次のページにも出ておりますけれども、「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について、この中で述べられているいわゆる結論及びその附帯として述べられていることに合致するかどうか、これについて御答弁をいただきたいと思っております。

○見上参考人 お答えいたします。

平成十五年の食品安全委員会の米国、カナダ産牛肉等に関する評価は、現行の飼料規制を前提に行ったものです。しかし、BSEの暴露、増幅リスクを低減させるためには飼料規制が強化されることが望ましいと考え、附帯事項としてこれを記載したものです。

今回、米国の飼料規制の改正案につきましては、昨年十一月の食品安全委員会において、農林水産省から、BSEの交差汚染防止の観点から、三十カ月以上の牛の脳や脊髄等について、ペットを含むすべての動物の飼料に使用することを禁止するものとの報告を受けました。これは、現行の飼料規制を強化するものなので、食品安全委員会としても一定の評価はしております。また、農林水産省に対して、実施状況の把握を含めまして、今後とも情報の提供をしてもらおうよう要

請しています。

また、サーベイランスに関してなんですけれども、米国におけるBSEサーベイランスにつきましては、平成十八年八月に、従来二年間行われて、委員も御指摘の拡大サーベイランスから、全月齢のBSEが強く疑われている等の牛及び三十カ月以上の高リスク牛を対象を絞りまして、年間約五万頭の検査を行う現行サーベイランスに変更されたと承知しております。なお、OIEのサーベイランス基準において、高リスク牛を対象とすることに高い評価が与えられているところでございます。

現行のサーベイランスにつきましては、食品安全委員会において平成十九年一月に、今回公表されたサーベイランス計画は、百万頭に一頭のBSE感染牛を発見する目的からすれば、サンプルの数そのものが少なくなるからといって一概に問題であるとは言えないと考えるとの見解を出しました。

すなわち、サーベイランスは、米国のBSE浸潤状況を把握するための一手法であり、サーベイランスの変更が米国のBSE浸潤状況そのものに影響を及ぼすものではないので、評価結果を見直す必要はないと考えております。

○岡本(充)委員 評価結果を見直す必要はないというか、私が聞いているのは、これで十分だと考えているんですか、十分だとお考えじゃないんじゃないんですかということをお聞きしたい。先ほどもお話ししましたように、三十カ月齢以上の飼料規制はしますよ、でも二十から二十九のSRMは今後ともフードチェーンに入っていきますよという話をしている。まだ十分じゃないという認識は、この部分は、日本の定義でいうSRMですよ、SRMがまだ今後ともフードチェーンに入っていく、アメリカの飼料規制はまだ十分じゃないですよ。その一点だけお答えをいただきたいと思っております。

○見上参考人 初めてなものですから。

我々としては、世界におけるBSEの発生状況等も踏まえまして、OIEにおいても規制をどんどん緩和している状況です、そういうことで、現段階において十分だ、そのように思っております。

○岡本(充)委員 では、SRMがフードチェーンに入っていくと、今後とも二十から二十九カ月齢の牛のSRMがフードチェーンに入っていく現状を食品安全委員会はそれでいいとされるのかどうか、そこをお答えいただきたい。それで本当にいいんですか、委員長。

○見上参考人 何か一たん座らなきゃいけないらしくて、ごめんなさい。

先ほども申し上げましたけれども、SRMがフードチェーンに入るとするのは、飼料を介してだと思います。米国における飼料規制に関しましても、牛由来の骨粉はほかの動物にも使わないというような飼料規制を行うというふうになっています。

○船田委員長 見上委員長、一度席にお戻りください。

○岡本(充)委員 ちょっと一回、よく事務局に聞いてください。二十から二十九カ月の牛のSRM、日本の定義するSRMは、今後ともほかの動物の飼料へは利用をし続けられるわけですよ。それがフードチェーンに入っていくことがまずいんじゃないかと二〇〇五年に指摘をしているわけですよ。指摘をしているわけですから、これはまずいんじゃないんですか、私はそう言っているんです。

この三ページをごらんください。三ページの3で「SRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」こう言っているわけですから、当然これは禁止しなきゃいけないでしょう。この見解を変えたんですか。そこをはっきりしてください。

○見上参考人 何だかよくわからないですね。

○船田委員長 それでは、岡本君にはもう一度質問をしていただきたいと思います。
見上委員長は一度自席にお戻りください。

○岡本(充)委員 委員長、よくお聞きをいただきたいんです。

私の資料の三ページ目をごらんいただきたいんです。3のところに、「SRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。」こう言っているわけですよ、食品安全委員会が二〇〇五年に。

ところが、日本が定義をするSRM、いわゆる二十カ月から二十九カ月の牛のSRMは、今後とも米国においてレンダリングに回るということが、今回の二〇〇九年四月施行の施策をもってしても続くわけです。したがって、この部分のSRMが今後ともフードチェーンに入っていく以上は、まだこのときの結論が生きているとするならば、ほかの動物の飼料への利用も禁止する必要があると言っている状況が十分満たせませんよね。もし、先ほど言われたように、これで十分だと言われるんなら、この見解を変えなきゃいけないということになるんだと思います。

そのどちらなのかということをお答えいただきたいと言っているわけです。

○見上参考人 サーベイランスに関しましては、先ほども述べましたけれども……(岡本(充)委員「サーベイランスじゃない、飼料規制の話を知っているんです」と呼ぶ)ですけれども、飼料規制……(岡本(充)委員「僕はえさの話を知っているんですよ」と呼ぶ)ですけれども、二十カ月、フードチェーンに入るからという……

○船田委員長 ちょっと議論が混乱しておりますので、岡本君にはもう一度質問していただきまして、一度、見上委員長には自席にお戻りください。

見上委員長お戻りいただいて、岡本君、もう一回整理して質問していただきたいと思います。

○岡本(充)委員 私は飼料規制の話を知っているんですよ。飼料規制の話は私は知っているんです。

今度、四月から米国は新しい飼料規制をするんです。三十カ月齢以上の牛をレンダリングに回さない、そしてほかの動物の飼料にも回さない、こういうふうに言っている。それはそれで一歩前進です。そういう答弁をこれまでされてきている。そこまでは知っています。

その中で、日本がSRMと定義をする、例えば二十五カ月、二十六カ月の牛は今後ともレンダリングに回りますよね、ほかの動物のえさにはなっちゃうんですよ。こういう状況は、ここの、私がこの資料で出している、食品安全委員会が二〇〇五年に出した答申の、必要があると言っている部分と反しますよね。だから、まだ十分じゃないという答弁をいただければ、それはそのとおりのんだし、十分であるというんならば、これを見直さなければいけません。どちらなんですか。先ほど委員長は十分であると言ったから、これを見直すんですかと私は聞いたんです。お答えください。

○見上参考人 わかりました。飼料規制に関して、現行の飼料規制をむしろアメリカにおいて強化するというものなので、食品安全委員会としても一定の評価はしております。

また、農林水産省に対しても、状況把握を含めまして今後とも提供してもらうということです。

○岡本(充)委員 答弁になっていないことはここにいる委員の皆さんはもう全員わかっていると思うんですね。委員長、それは私の問いに答えていません。きちっと答えを出していただかないと、これ以上質問ができないんですよ。お願いします。

○船田委員長 見上委員長に申し上げますが、岡本君の質問に対して、的確にお答えいただくよ

うに整理をしてお答えいただきたいと思います。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○船田委員長 速記を起こしてください。

ただいまの岡本君の質疑の扱いにつきましては、後刻理事会において協議をいたしたいと思っておりますので、質疑を続行していただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 多くの委員の皆さんには、この矛盾が御理解いただけたと思います。それをぜひ踏まえて、次回の委員会のときにはきちっと答弁をしていただきたい。それをお願いして、体細胞クローンの話に少し行きたいと思っております。

これも食の安全にかかわる話で、大変私が懸念しておる話ですが、日本で体細胞クローンが誕生して十年ですけれども、体細胞クローン牛の寿命も来ない中で食品としての安全性をこの時期に諮問したのはどういうことか。

つまり、牛は、ホルスタインであれば二十数年生きると言われている。しかし、体細胞クローンの牛ができてまだ十年しかたっていない。つまり、その生態がまだわからない。もしかしたら、その牛の老齢期に特殊な病気を発症するかもしれない。まだわからないこの時期に、体細胞クローン牛、豚が肉として安全かという、この一点だけで食品安全委員会に厚労省が諮問をしたわけですね。

こういう諮問でありますけれども、この諮問をなぜこのタイミングにしたのか。私のその問題意識を踏まえて、参考人から御答弁いただきたいと思っております。

○石塚政府参考人 お答えいたします。

体細胞クローン家畜由来食品の安全性につきましては、従前における国内外の研究や評価によりますと、従来の繁殖方法による家畜と同等であるとされておりますことから、厚生労働省としては、特段の規制措置を講じていないところでございます。

しかしながら、体細胞クローン技術が全く新しい技術であるということ、そして諸外国でも関係行政機関が食品健康影響評価を行っていることなどを踏まえまして、慎重を期するため、昨年四月、厚生労働省より食品安全委員会に対し、体細胞クローン家畜由来食品に関する食品健康影響評価を依頼したところでございます。

○岡本(充)委員 私が指摘をしているのは、牛の生態が大体二十数年かかる、体細胞クローンができてまだ十年しかたっていない、最後のこの残りの十数年にどういう事態が起こるかわからない、まだだれもわからない状況で、肉質だけをもって体細胞クローン全体が安全なのかどうかのイメージを植えつけるようなこういう諮問の仕方はどうなのか、問題だと言っているわけです。

きょうは文科省にも来てもらっています。文科省のとあるホームページを見たら、無性生殖を繰り返すことで種へ影響が起こるということも書いているわけです。どんな生物でも、有性生殖と無性生殖を行うものでも、無性生殖だけを繰り返して行って、最終的にそれだけで生きていくというのはなかなか難しい、どこかのタイミングで有性生殖をして、そして生物の遺伝子の多様性をもってさまざまな環境変異を乗り越えていくというのがその考えのポイントであるということが、文科省の旧科学技術庁のホームページに載っておったわけですが、この点については異論がないのかどうか、文科省の見解をいただきたいと思っております。

○磯田政府参考人 クローン技術につきましては、科学的には、マウスの実験によりまして、有性生殖に比べ低い出生率や肥満、短寿命などの問題点が指摘される一方、異常がある場合については生まれる前に淘汰されるということから、後代への影響はないとの指摘もございまして。

また、無性生殖を単に繰り返すだけでは種への影響が及ぶことはないものと考えられておりますが、技術的に無性生殖のみを行うということになりますと、クローン動物だけとなり、御指摘の遺伝

性多様性を失うということが言われております。

○岡本(充)委員 そういう意味では、きょうは農水大臣にもお越しをいただいておりますが、畜産振興という観点でいえば、単においしいからとか、単にミルクがたくさんとれるからということで、ある種の遺伝子のクローン牛もしくは豚のみが安価になったからといって飼育をされると、何らかの、例えば未知の感染症、これから起こるさまざまな疾病に対して遺伝子の構造上弱いということも予想されて、その種としての存続に影響を及ぼすのではないかとことを私は懸念するわけでありまして、大臣、この答申これだけをもって、クローン牛、豚の流通を認めるとか飼育をこれからしていく、今価格面で難しいからということだけじゃなくて、そういうことにはなりませんね。そこは確認をいただきたいと思います。

この答申だけで飼育や流通を認めていくという話になっていくと、これはただ単に肉の同質性を言っているだけであって、これが種全体にどうなのかとか、もしくは畜産振興の観点からどうなのかとか、こういう観点でまだ疑問点が残っているわけです。ほかにも議論があると思います。

そういう意味では、このパブコメを経れば、厚労省が諮問したこの答申をもとに、価格の面は除いて、クローン牛、豚が畜産の舞台での主役になっていくということにはならないということだけはお答えをいただきたいと思います。

○石破国務大臣 すなわち、そういうことになるかといえば、ならないというのがお答えになるだろうと私は思っております。

今後、食品安全委員会において、パブリックコメント、意見交換会を経て、最終的な評価結果等が取りまとめられるというふうに承知をしております。

畜産振興の観点、当省としてはそういうことになるわけですが、これはもういろいろなものを含むわけでございます、畜産振興の観点からも、この技術をどう取り扱うかということは、省内でよく検討しなければいけないことだというふうに考えております。

したがって、最終的な評価結果を踏まえた上で省内で検討を行うということになりますので、それがすぐそのままそうなるということでは当然ございません。

○岡本(充)委員 この答申の内容は、あくまで肉質を比べているだけでありますから、そこはくれぐれも指摘をしておきたいと思います。

それからもう一つ、受精卵クローン牛というのがもう既に流通ルートに乗っているともお話を聞いておりますが、この受精卵クローン牛の表示は、現状、どうなっているんですか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

受精卵クローン牛の表示につきましては、平成十二年三月三十一日付で農林水産省から試験研究機関等に対しまして発出した通知におきまして、受精卵クローン牛由来生産物の流通及び販売に当たっての表示は任意とする、また、受精卵クローン牛の通称は受精卵クローン牛またはCビーフとするとしていただいております。

この通知の発出以降、平成二十年九月三十日までに食肉処理された頭数は二百二十頭でございまして、そのうち、通知に示された表示を行ったものは百五頭となっております。

なお、平成十九年度でございまして、食肉出荷四頭で、そのうち三頭が表示されているところでございます。

○岡本(充)委員 こういう形で、表示をされていない牛が流通をしているという実態が明らかになるわけで、食品の表示というのは消費者にとって大変重要なポイントなんです。それで、知らずにクローン牛を買っているという消費者がこの日本にいるということ自体、野田大臣、ちょっと問題意識を私は思うわけなんです。

そういう中で、先ほども同僚議員が聞きましたけれども、今の観点も含め、あわせてお答えいただ

きたいんですが、食品の表示偽装の防止という観点では、消費者庁ができればとどういうメリットが国民にあるのか、お答えをいただきたい。

こういう話を聞くと、例えば、先ほどのCビーフという表示が任意で、余りされていないという話を今聞いた、なるほどと思った、それでは早速、それはちょっと何とかできないかと考えるように、検討してみるとかそういう形で、より消費者寄りの気持ちを持って行政に当たっていただけるのかどうか、そういう点もお答えいただきたいと思います。

○野田国務大臣 消費者庁が創設されますと、今先生御指摘の表示につきましては、一元的に消費者庁が責任を持つこととなります。さらに、消費者の声を踏まえて、消費者の権利がしっかりと守られ、利益の擁護、増進を図るための表示のあり方について、みずから企画立案をさせていただくこととなりますので、その方向で進めていくことをお約束できると思います。

○岡本(充)委員 そのCビーフもしくはクローンの牛についての表示も、消費者庁ができた暁には、任意ではなくてきちっと行うということですね。その方向で検討するということですね。

○野田国務大臣 はい。

○岡本(充)委員 そこで、もう一つお伺いしておきたいんですが、消費者庁ができて、偽装表示をもとに経済的被害を受ける人が出てくる可能性があるわけですが、その場合にはどのような救済措置がとられるのか、消費者行政担当大臣と法案提出者それぞれからお答えをいただきたいと思います。

○野田国務大臣 偽装表示ですね。(岡本(充)委員「ええ」と呼ぶ)消費者庁ができますと、今申し上げたように、まずは地方の消費生活センター等々から情報が上がってきまして、それを一元的に収集し、そして分析することによって、偽装が明らかになれば、その所管の、例えば、ごめんなさい、頭が混乱しちゃった。偽装表示が発覚した折には……(岡本(充)委員「どういふうに救済をするか」と呼ぶ)ごめんなさい。ちょっと済みません。(岡本(充)委員「ちょっと、とめてくださいよ」と呼ぶ)とめてください。(岡本(充)委員「とめてくださいと大臣が言っているんですよ。大臣がとめてくださいと言っている」と呼ぶ)済みません。(岡本(充)委員「とめましょうよ、委員長。もう時間がなくなっちゃいます。大臣に聞いているんですよ。ちょっと、とめてくださいよ」と呼ぶ)ごめんなさい。偽装表示で被害に遭われた場合の救済ということですね。

それにつきましては、まずはその相談されました地方の消費生活センターのところで救済に対するあっせんをさせていただいたり情報提供をさせていただくこととなります。また、これは、今までは法律できちっと根拠がなかったんですけども、消費者安全法案の八条と十条において地方消費生活センターにそういう業務を法的に位置づけましたので、その実効性を確保することとなります。

あわせて、その後、救済の一つとしては、国民生活センター、四月からADRが始まることになりまして、そういうところを踏まえて被害の救済に当たっていきたいと思っております。

○枝野議員 被害に遭われた方がもし残念ながら生じてしまった場合には、全国津々浦々、必ず地域に存在をする消費生活センターの相談窓口で御相談をいただき、そこで、なるほど、これは被害救済をしなければならない案件だということになれば、我々も、法律に基づいたしっかりとした権限に基づいて、業者に対してあっせん等を通じて解決を図るということは、まず一義的に行われます。

しかし、残念ながら、業者の方が、その損害額といいますか、その補てんに応じないというようなケースの場合、もちろん、いろいろなADRの機関を通じてということもあるかもしれませんが、応じていただけない、任意で応じていただけないという結論の場合には、私どもは、適格消費者団体

による損害賠償等団体訴訟という制度を用意いたしております。つまり、食品偽装の場合ですと、表示偽装の場合ですと、身体生命に影響が及んでいる場合ではないわけですから、経済的な価値の損失、しかもそれは、例えば食品の場合、単価の決して高くないものであれば、損失額は一人一人にとっては大変小さいというケースが想定をされますので、個々人で任意に応じない業者に対して損害を、補てんを求めるといことは事実上不可能であろう。そうした場合に、私どもは、適格消費者団体にある団体訴訟でその被害を、集団的に訴訟を通じて支払わせてそれを分配するという形で被害救済を図るところまで、きちっと用意をさせていただいております。

以上です。

○岡本(充)委員 どちらがいい内容か、もう委員各位におわかりいただけたと思います。そういう意味では、私は、今回、法律案の中身、ちょっと最終的に時間の関係で細かなところまでは触れられませんが、やはり被害救済というのは大変重要なスキームの一つですから、そこはきちっと大臣にも御認識をいただいて、そういう意味では、答弁書を見なくても御答弁いただけるとありがたいなと思っております。

最後に、私の資料の七ページを見ていただきたいと思っております。

組織のあり方について、ちょっと苦言を呈しておきたいと思うんです。これは食品安全委員会の組織であります。平成十五年にできて以降、それぞれこれは課長補佐級以上の皆さん方の出身と、異動元と異動先というのを食品安全委員会事務局につくってもらいました。見ていただくとわかるとおり、厚労省から来た人は厚労省へ、農水省から来た人は農水省へ、こういう形で、基本的に厚労、農水がきちっと線引きをされていて、前任が厚労省であれば厚労省の人が継ぎ、また農水省の人が前任であれば農水省、こういう形で、まさに役所の縦割りが事務局の組織の中までこれは浸透していると私は指摘をしておきたいと思っております。

こういったことだと、せつかく食品安全委員会ができて、事務局が出身省庁の方をちらちら見ながら考えてしまうということになりはしないかということの指摘を私はしているわけなんです。消費者庁も、できていきなり民間から人を集めることは、それは確かに無理でしょう。いろいろな役所のそれなりの知識のある方をそれぞれ異動する、またポストも移管をするということでもありますけれども、こういうことにならないようにしていただかなければいけないと思うわけですが、野田大臣、いかがですか。(野田国務大臣「食品安全委員会のことですか、それとも消費者庁」と呼ぶ)いや、消費者庁。

○野田国務大臣 消費者庁は、今回、二百四名ということで、コンパクトで効率的な行政組織ということで取り組んでいます。ただ、数が問題ではなくて、その中身の濃さということで、それぞれ今回の場合は各役所からの張りつけというか、それぞれの専門性を持った人たちが集合していただくということで、消費者行政に専門性の高い人たちが集まってくること、これでやはり集中的に、純粋に消費者行政に取り組んでいただけるという土壌をつくっていくことと同時に、やはりそれぞれ骨を埋める覚悟で来ていただくということを常に申し入れておりますので、それについては頑張ってくださいと信じております。

○岡本(充)委員 では、食品安全担当大臣として、この食品安全委員会事務局の構成についてはやはり問題があるというふうにお考えなんですかね。なぜかという、食品安全委員会の中で骨を埋めている人はいないわけです。みんなそれぞれ時期が来れば戻るとい話であって、今の話で、骨を埋める人をやはりつくる、そういう決意ですか。

○野田国務大臣 食品安全委員会の方も骨を埋める覚悟で日々お仕事にいそしんでいただいているものと思っておりますし、食品安全委員会というのは極めて中立で科学的知見に基づきますから、客観的なリスク評価をしなければならぬところですから、そういう偏ったような判断はできないような仕掛けになっていると思っておりますので、それについての心配は要らないと思っております。

○岡本(充)委員 いや、出身省庁にこれはみんな戻っているんですよ。骨を埋めると言うけれども、骨を埋めていないし。

では、事務局で人を採用していないでしょう。食品安全委員会の事務局で人を採用して人を育てるということをやってみえますか。そしてまた、これからやるつもりがおありですか。ことしも採用するつもりはないですよ。

○野田国務大臣 骨を埋めるつもりでということ、決して骨を埋めなきゃいけないということではなく、また、これ以外にやはり民間の方たちも技術参与として採用しておりますので、そういった意味で、そんなに偏りのない中立公正な中でしっかりと評価をしていただいていると理解しています。

○岡本(充)委員 大変苦しい答弁だと思いますね、それは。私は、この食品安全委員会が、ある意味、政治的に、恣意的に利用されているという懸念をずっと指摘しているわけです。これがなぜそうなるかというものの一つが、この農林水産、厚生労働、それぞれの役所の人がやってきて、その時期が来ると帰る、答申案の文面も事務局がつくる、こういう状況になっている。

しかも、きょうはちょっと時間の関係で指摘できませんでしたが、どういう案件を調査するか、食品の健康影響評価を行うかということも、実はそのほとんどが、みずから評価ではなくて省庁からの諮問によってなされている。この五年間で食品安全委員会は千二百件近くの食品健康影響評価等をやっていますけれども、そのうち、みずから評価はわずか七件、五年間で終わったみずから評価はたったの一件ですよ。千二百件近く諮問を受けているこの実態。つまり、農林水産、厚生労働からのそういう諮問に追われて、結果として、本来自主性を持って行う調査というのをほとんどやっていないこの実態は、大臣はもう否みようがない話だと思いますよ。

こういう実態を踏まえて、やはり反省を踏まえてやってもらわないと、消費者行政だって、結局、出身省庁の顔色をちらちら見ながらやるという話になったら困るんですよ。それを私は指摘しておきたいと思います。

もし答弁があれば、それを受けて終わりたいと思います。

○野田国務大臣 委員がおっしゃっていることは常に気をつけていかなければならないことで、取り組んでいかなきゃいけないと思いますが、現在は委員会もまた専門調査会の会議や議事録というのは原則としてすべて公開されておりますし、そこで第三者にちゃんと監視していただくことで、透明性が高い形で、恣意的ではないというリスク評価を提供できているのではないかと考えています。

ただ、今おっしゃったように、出身官庁を気にするようなこと、そういうそぶりがあったてはならないということは常に言明していかなきゃならないと思います。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。